

議案第143号

北上市老人福祉センター条例を廃止する条例

北上市老人福祉センター条例（平成3年北上市条例第98号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(北上市公の施設の使用料等減免条例の一部改正)

2 北上市公の施設の使用料等減免条例(平成22年北上市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第3条関係)			別表第1(第3条関係)		
施設名	所在地		施設名	所在地	
北上市交流センター条例(平成17年北上市条例第55号)第2条に規定する施設	[略]		北上市交流センター条例(平成17年北上市条例第55号)第2条に規定する施設	[略]	
北上市老人福祉センター条例(平成3年北上市条例第98号)第2条に規定する施設	北上市老人福祉センター条例第2条に規定する施設の所在地				
江釣子多目的研修センター	[略]		江釣子多目的研修センター	[略]	
[略]			[略]		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
減免基準	適用施設	減免率(%)	減免基準	適用施設	減免率(%)
[略]			[略]		
3 市内の地域住民がコミュニティ活動に使用するとき。	北上市交流センター条例第2条に規定する施設、 <u>北上市老人福祉センター条例第2条に規定する江釣子老人福祉センター</u> 、 <u>江釣子多目的研修センター</u> 、江釣子共同福祉施設、	[略]	3 市内の地域住民がコミュニティ活動に使用するとき。	北上市交流センター条例第2条に規定する施設、江釣子多目的研修センター、江釣子共同福祉施設、北上市みちのく民俗村条例別表に規定する施設、北上市体育施設条例第2	[略]

	北上市みちのく民俗村条例別表に規定する施設、北上市体育施設条例第2条に規定する北上市民成田スポーツ交流館、北上市立学校施設の開放条例第3条に規定する施設			条に規定する北上市民成田スポーツ交流館、北上市立学校施設の開放条例第3条に規定する施設	
[略]			[略]		
6 市内に居住する高齢者で構成される団体が使用するとき。	<u>北上市老人福祉センター条例第2条に規定する施設</u> 、北上市みちのく民俗村条例別表に規定する施設	[略]	6 市内に居住する高齢者で構成される団体が使用するとき。	北上市みちのく民俗村条例別表に規定する施設	[略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

令和3年3月4日提出

北上市長 高橋 敏彦

提案理由

江釣子老人福祉センターを廃止しようとするものである。